小山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

おやま　スマイルプラン

～先生たちの笑顔が、子どもたちの笑顔をつくる～

令和８(2026)年４月

小山市教育委員会

目　次

１．計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・３

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・５

６．PDCA サイクルによる推進　　・・・・６

７．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　主な取組主体一覧
・・・・７

Ⅰ.計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

本市では、第 8 次小山市総合計画「『ひと』『まち』『くらし』がいきいき 未来へつながる おやま」の施策の一つ「未来を担う次世代の育成と学び・文化を育むひとづくり」に依拠した本市教育の基本理念に沿って、総合的・計画的に教育施策を推進している。

本計画は、教職員の学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立するための環境整備を行うことにより、教育の質の向上を図り、本市教育目標の実現につなげるものである。

(2)本市の現状

〇本市では、平成30(2018)年に「小山市立学校教職員の働き方改革推進プラン」を次のように策定し、推進をしてきた。

◆目標
- ◇時間外勤務が月45時間を超える教職員の割合を0%にする。
- ◇業務改善により自らの授業を磨くための時間が増加した教員の割合を増やす。

◆取組の方向性(5つの柱)
- ◇勤務時間の適正化
- ◇ワーク・ライフ・バランスのとれたタイムマネジメントの意識改革
- ◇校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり
- ◇部活動指導の在り方の見直し
- ◇学校運営体制の充実

また、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として「小山市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

〇本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6(2024)年度は以下のとおりであった。

①令和6(2024)年度の年間を通しての時間外在校等時間の平均(1月あたり)

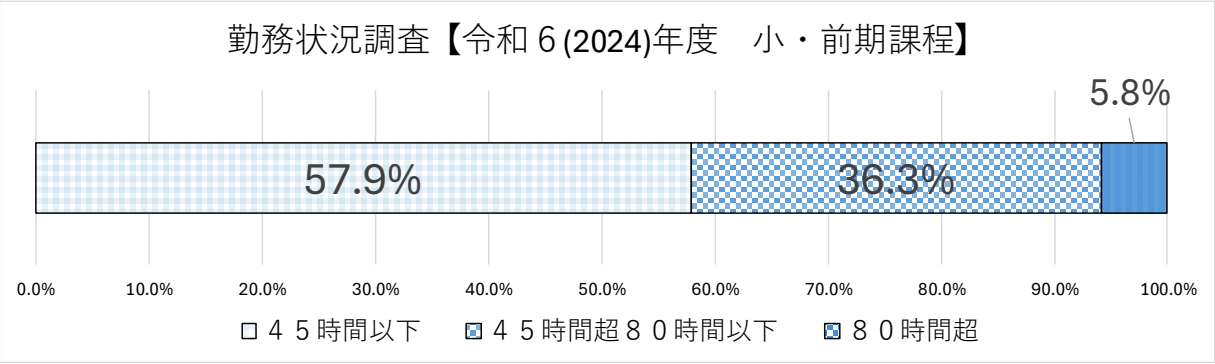

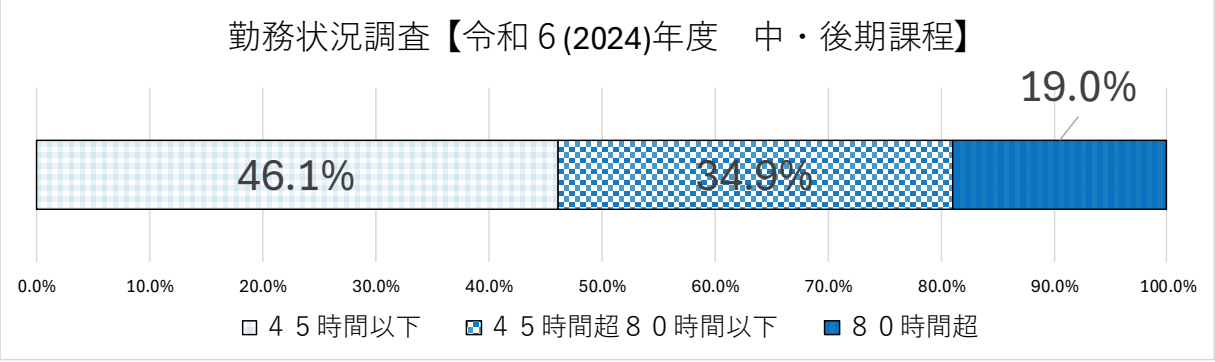

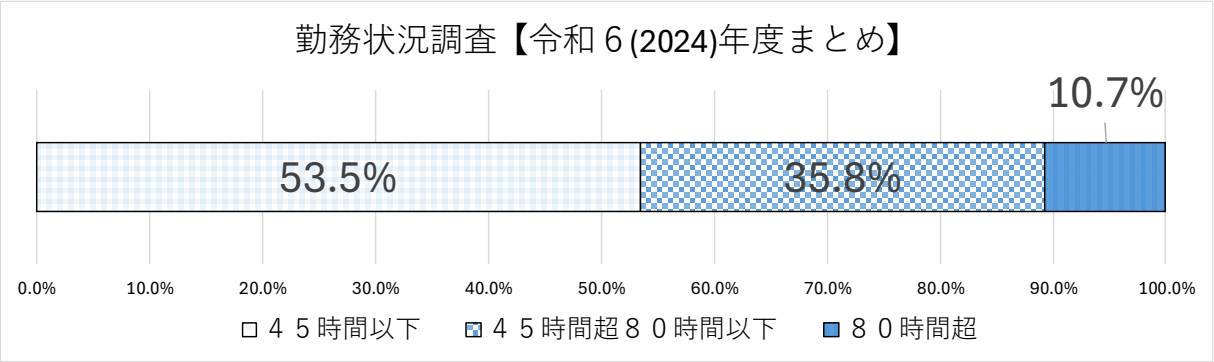

→「小山市立学校教職員の働き方改革推進プラン」開始時の令和元(2019)年度と比較すると時間外在校等時間が45時間を超える教職員は2%程度減少した。働き方改革への教職員の意識が高まり、学校では様々な改善が進められており、プランは一定の成果をあげているが、依然として時間外在校等時間が45時間を超える教職員が4割以上おり、教職員の健康・福祉を確保する上で大きな課題となっている。

②時間外在校時間の主な理由について

栃木県・R6(2024)年度学校における働き方改革推進プランに基づく実態調査より・小山市結果

ア 小学校・前期課程

・教材研究・授業準備	60.8%
・クラス・学年業務	59.2%
・文書作成	52.5%
・分掌業務	36.7%
・テスト作成・採点	30.6%

イ 中学校・後期課程

・部活動指導等	68.1%
・クラス・学年業務	47.1%
・教材研究・授業準備	35.7%
・文書作成	28.1%
・分掌業務	26.2%

クラス・学年業務や文書作成、分掌業務、部活動指導等などの業務の負担感が大きくなっており、文部科学省より示されている「学校と教師の業務の3分類」を基に業務の見直しや改善を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要となっている。

(3) 計画の位置付け

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、平成30(2018)年に策定した「小山市立学校教職員の働き方改革推進プラン」に代わり、新しく本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
・1年間の時間外在校等時間を360時間以下とする。
・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標　【令和6年度の数値】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%に減少させる。【10.6%】
・ストレスチェックにおける「働きがいの肯定的回答の割合」を95%に上昇させる。【91.4%】
・ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度の肯定的な回答の割合」を45%に上昇させる。【38.9%】

3. 計画の期間　　令和8(2026)年度～令和11(2029)年度の4年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

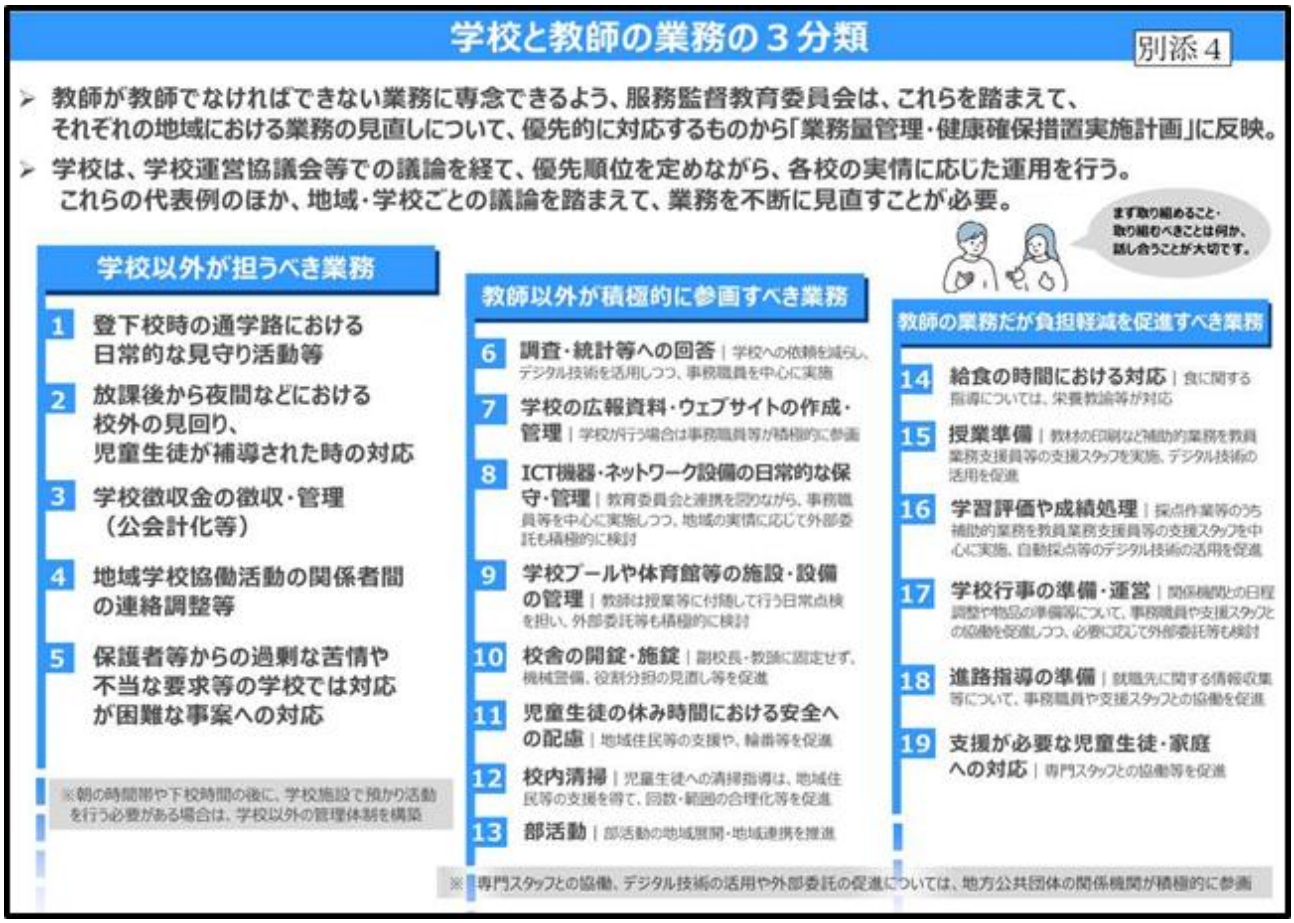

（文部科学省「学校と教師の業務の3分類」より）

文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」をもとに、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア　　学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・現状として教職員も通学路の見守り活動を行っているが、国の指針を受け、学校運営協議会などを通じて地域住民から理解を得るなどして、保護者及び地域住民が見守り活動を行うことや児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。市はスクールガードリーダーや交通指導員の継続配置を行う。

②児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

・給食費を除く学校徴収金については、目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から

保護者が直接購入することや、オンライン・バンキングの導入などについて検討する。
・給食費については、国の給食費補助の動向を注視していく。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
・学校が適切に対応しつつも、対応が困難な場合について、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校における当該苦情対応を支援できる体制を構築する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
・学校への依頼を減らすとともに、校務支援システムを活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
・教育委員会やICT機器等運営支援センターが学校と連携を図りながら、端末の年度更新やCBTへの登録業務、日常的な保守・管理への相談やサポートを行う。

③学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
・職員による学校プールの管理については、近隣校との共同使用や民間事業者等への委託を検討する。

④部活動（「3分類」⑬関係）
・部活動における拠点校方式について年度ごとに検討する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、各校の実情に応じて、年度ごとに部活動指導員の配置拡充を段階的に進める。また、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）に示されている方針を踏まえつつ、市の実情を鑑みた、休日の部活動の地域クラブ展開に取り組む。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置拡充を段階的に進める。
・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
・令和8年度から、校内教育支援センターの段階的な設置を行い、指導員・支援員を配置することで、児童生徒の教育相談や学習支援を行い、「誰一人取り残されない学びの保障」につなげる。
・TT教員、特別支援教育サポーター、外国人児童生徒指導員・支援員、生活相談員等の段階的な配置拡充により、多くの目で子どもたちを見守り、成長をサポートする体制を推進する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校では、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

イ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って

（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

ウ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
・心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言や指導を受ける体制を整える。
・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を奨励する。
・学校における月1回以上の定時退校日の設定を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度小山市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。また、時間外在校等時間を個人・学校・学校設置者がそれぞれに把握・意識・管理できるよう、校務支援システムのさらなる活用を図る。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校等時間に係る目標の達成については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

・校務支援システムの整備やバージョンアップを行い、さらなる事務の効率化を図る。

・健康診断の実施、要精検と判定された者への精検受診の推奨、健康への関心を高める取組等の健康管理を奨励する。

・ストレスチェックにより、高ストレスと判定された教職員への産業医の面接指導によるメンタルヘルス対策を行う。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。また各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取

組を実施する。

・保護者、地域の理解を推進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

6. PDCA サイクルによる推進

本計画は、PDCA サイクルに基づき、業務量管理・健康確保措置を継続的に改善する。

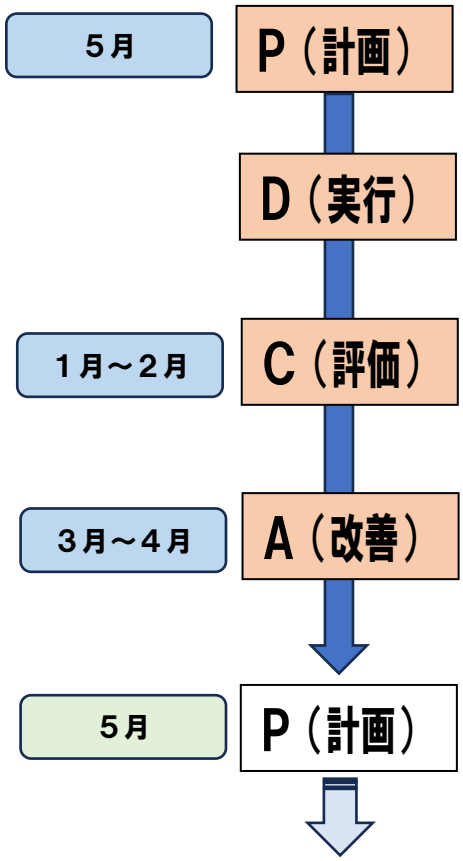

○業務量管理・健康確保措置の目標の確認
○取り組み内容の確認

○本計画に沿った実施内容の取組の推進

○校務支援システムやストレスチェック結果に基づいた取組状況の確認
○「小山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置に係る懇話会」における意見聴取

○取組施策の見直し、改善

◆目標達成状況や取組の総合教育会議への報告

○業務量管理・健康確保措置の目標の確認
○取り組み内容や改善点の再確認

別　　表

実施する業務量管理・健康確保措置の内容　主な取組主体一覧

項目番号	内　　容	主な取組主体
(1)-ア-①	登下校時の通学路における見守り活動	学校支援課・こども政策課・市民生活安心課／各学校（学校運営協議会等の活用）
(1)-ア-②	児童生徒が補導された時の対応	青少年支援課 こども政策課／各学校 （学校運営協議会等の活用）
(1)-ア-③	学校徴収金の徴収・管理	学校支援課
(1)-ア-④	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等対応が困難な事案の対応	こども教育課 青少年支援課
(1)-イ-①	調査・統計への回答	こども教育課 教育研究所
(1)-イ-②	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	教育研究所
(1)-イ-③	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	学校支援課 こども政策課 生涯スポーツ課
(1)-イ-④	部活動	こども教育課
(1)-ウ-①	授業準備、学習評価や成績処理	こども教育課 教育研究所 各学校
(1)-ウ-②	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	青少年支援課 こども教育課
(2)	学校における措置の推進	各学校
(3)	教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	各学校 こども教育課

＊	首長部局及び教育委員会関係各課との連携調整	教育総務課
＊	本プランの策定及び改善、報告・公表	こども教育課